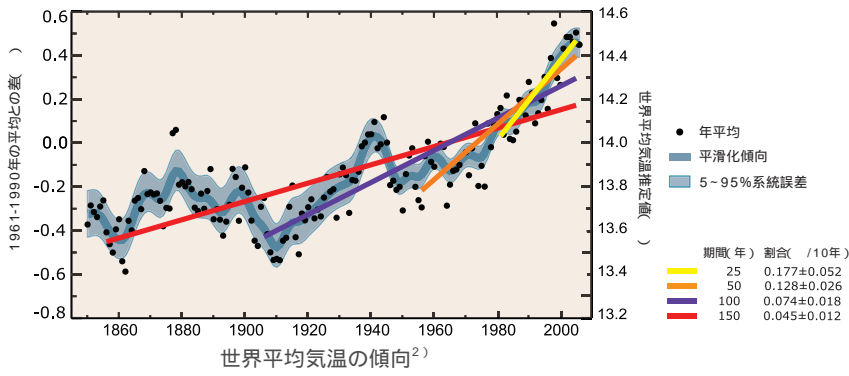


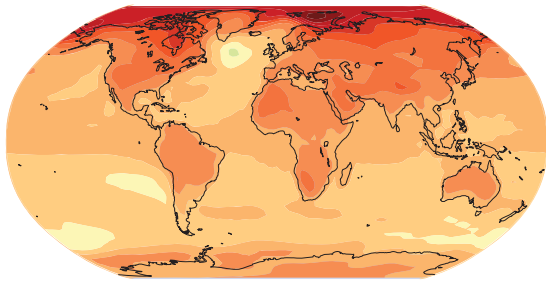
気候変動の影響は既に顕在化

全世界において更に今後数十年間は避けられないリスクがある



世界平均気温の傾向²⁾

2090 - 2099



1980 ~ 1999年を基準とした2090 ~ 2099年の地上気温変化の予測(SRESシナリオB1)²⁾

©IPCC 2007: WG1-AR4

SRESシナリオB1: IPCCの排出シナリオに関する特別報告(SRES)の排出シナリオの1つである。環境の保全と経済の発展を地球規模で両立する「持続的発展型社会シナリオ」である。新たな気候変動対策は含まれない。

2007年、気候変動に関する政府間パネル(IPCC¹⁾)は、気候システムに温暖化が起きていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガス(GHG)の増加が温暖化の原因であるとほぼ断定した²⁾。更に、地球の自然環境が温暖化の影響を受けていることを示した³⁾。

気候変動の影響は世界で顕在化しており、既に様々な被害が生じている。更に今後数十年間、先進国であるか開発途上国であるかを問わず、全世界において気候変動によるリスクは避けられない。

- 1) Intergovernmental Panel on Climate Change
- 2) 「IPCC第4次評価報告書(AR4)第1作業部会報告書」(図は同報告書技術要約より引用)
- 3) 「IPCC第4次評価報告書(AR4)第2作業部会報告書」

気候変動問題の現状と、

適応・緩和における先進国の資金、技術及び知見の活用が重要



火力発電所における技術指導(モンゴル)(JICA提供)



村落開発調査対象地においてつくられたソーラーパネル(マリ)(JICA提供)

開発途上国において、気候変動への効果的な取組を促していくためには、先進国の資金、技術及び知見の活用が重要である。

気候変動は、小島嶼や沿岸域、乾燥地域等の特に脆弱な地域や、貧困層の人々を多く抱える国々に甚大な影響を及ぼす。このため、開発途上国における適応策⁴⁾を一刻も早く進める必要がある。

一方で、大きく発展を遂げつつある一部の開発途上国は、既にGHGの主要な排出国となり、今後の温暖化の進行に実質的な影響を与えるようになっている。これらの国々においては、積極的に緩和策⁵⁾を進めることが重要である。

- 4) 適応策とは、気候変動に対して自然や人間のあり方を調整する活動である。
- 5) 気候変動分野における緩和策とは、GHGの排出を削減、あるいは吸収を強化する活動である。

気候変動が開発途上国の持続可能な開発の大きな障壁に

特に開発途上国においては、気候変動に効果的に対処するための資金、技術及び知見が不足しているため、取組が遅れがちとなる。また、自国の経済成長が鈍化することへの懸念から、気候変動問題に対処することに消極的になる場合もある。

一方で、現状のまま放置した場合、気候変動は開発途上国の持続可能な開発にとって大きな障壁となると考えられる。



サヘル地域
降雨不足により干上がる沼
(写真提供：緑のサヘル)

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより (<http://www.jccca.org/>)



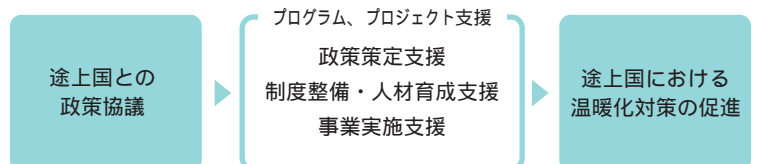
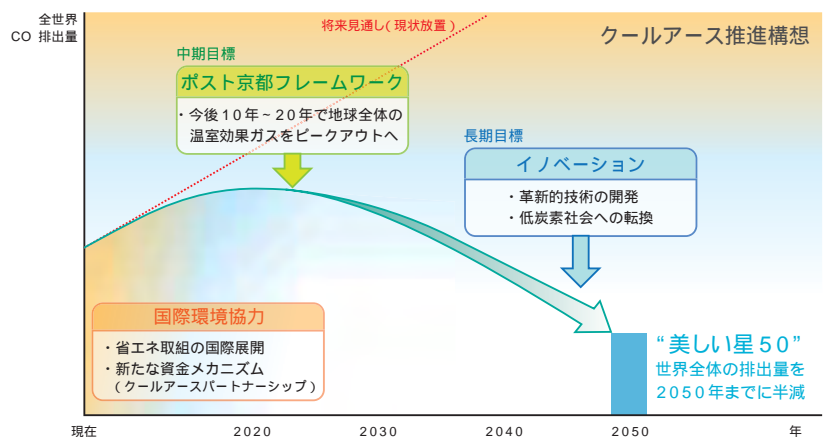
ツバル
首都フナフチ環礁の海岸侵食
(写真撮影：遠藤秀一
(写真家/NPO Tuvalu Overview代表理事))

その解決に向けて

我が国の取組 クールアース・パートナーシップ

我が国では、2007年5月、安倍首相(当時)が、温室効果ガスの排出の抑制と経済成長を両立させようとする志の高い途上国を広く支援するための新しい「資金メカニズム」を構築していくことを盛り込んだ新提案「Cool Earth 50」を表明した。

これを受けて、2008年1月、福田首相はダボス会議において、「ポスト京都フレームワーク」、「国際環境協力」、「イノベーション」の3つの柱からなる「クールアース推進構想」を発表した。「国際環境協力」では、我が国の優れた環境関連技術を多くの国に移転するとともに、100億ドル規模の新たな資金メカニズム(クールアース・パートナーシップ)を構築することを発表した。



「クールアース・パートナーシップ」:

途上国との間で、政策協議を行い、「排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献」など気候変動問題にかかる考え方につき基本的な合意を得る。温暖化対策に係るプログラム支援や個別のプロジェクトに対する支援(政策策定支援、制度整備・人材育成支援、事業実施支援)を実施し、途上国における温暖化対策を促進していく。

クールアース・パートナーシップ提案に基づく 支援にあたっての我が国の基本的考え方

目 標

長期的な「地球規模での 持続可能な社会」の実現

我が国は、長期的な「地球規模での持続可能な社会」の実現を目標とし、全世界の国々が「共通だが差異のある責任と各国の能力」の原則に応じた役割を果たしつつ、温室効果ガスの大幅削減に向けて行動・協力する、柔軟かつ多様性のある2013年以降の気候変動に関する実効的な枠組みを途上国と協力して作り上げるという共通認識を持つことが必要であると考えます。

このため、2013年以降の枠組みへ積極的に関与し、温室効果ガスの排出抑制と経済成長を両立させようとする途上国に対し、我が国は、次に掲げる理念及び基本方針に基づき、気候変動問題に効果的に対処するために緩和、適応、クリーンなエネルギーへのアクセスに係る可能な協力を行っていく。

理念

気候変動問題へのユニバーサルな挑戦

気候変動は、人間の安全保障にも関わる人類全体にとって喫緊の課題であり、また、全ての主体(国、企業等を含む団体、個人)が当事者として取り組まなければならない問題である。

持続可能な開発の実現(気候変動対策と経済発展の両立)

気候変動対策の実施を経済においてもプラスに作用させることが重要であり、そのための推進力となるよう、相乗便益(コベネフィット)をもたらす開発の道程を目指す。

省エネルギー等の幅広い環境・エネルギー技術及び知見の普及が重要である。

森林の減少と劣化、生物多様性の喪失等の環境問題、水、農業、保健、防災等他の分野との調和、また気候変動に対する脆弱性に応じ緩和策と適応策との調和に配慮した包括的な対策が重要である。

自立と共生

開発途上国が、自助努力の精神に基づいて、コミュニティレベルから国レベルまで、それぞれの立場において責任と役割を担って気候変動対策に主体的に取り組み、これを国際社会が支援していくことが重要である。

外務省では、2007年9月、8人の学識経験者からなる「環境・気候変動分野の開発協力に係る有識者会議(以下、「有識者パネル」という。)」を設置し、気候変動分野における開発協力を推進するにあたって全世界で共有すべき目標、理念、実施に移すべき行動について検討した。2008年3月に、4回にわたる有識者パネルにおける検討結果が「気候変動分野における開発協力の基本的考え方 “Cool Earth” 実現に向けた有識者パネルの提言」としてとりまとめられた。これを受け、政府として「クールアース・パートナーシップ提案に基づく支援にあたっての我が国の基本的考え方」をとりまとめた。

基本方針

包括的な環境保全の推進

公害の防止や省エネルギー等に関する適切な制度やインフラ整備を通じて温室効果ガスの排出を大幅に削減する「低炭素社会」の構築を目指す。これと共に、資源の浪費を抑制する「循環型社会」及び人類の生存基盤である生態系を守る「自然共生社会」の構築を通じて、バランスのとれた包括的な環境保全を図る。

中・長期的視点の導入

国際社会は、温室効果ガスの排出量を現状に比して2050年までに半減することを目標とし、この目標を実現するための実効的な緩和策を推進する。低開発途上国(LDC)及び小島嶼国を中心に、気候災害への対応等の短期的対策と共に開発途上国自身の開発計画等に気候変動対策を取り込むなど適応を開発に主流化することで中・長期的な社会の抵抗力の強化を図る。

参加型のパートナーシップの強化

各主体(コミュニティレベル、地域レベル、国レベル、国際機関、企業、NGO、専門家等)の行動と連携を推進する。

柔軟かつ多様性のある対応

国・地域の自然、社会、経済的状况を考慮し、伝統や文化を尊重しながらそれぞれに適合した対策を推進する。

政策対話に基づく協力

開発途上国における気候変動対策として優先的に実施に移すべき行動を後押しするため、開発途上国との間で政策協議を通じて、目標、理念等を共有した上で、気候変動対策プログラムの策定、人材育成及び関連事業の実施を支援する。

途上国において優先的に実施に移すべき行動

全般的対策

緩和策

開発途上国の温室効果ガス(GHG)排出量の6割以上を占めるエネルギー需給関連のCO₂排出を対象とした対策の重要性が高い。GHG削減と同時に、開発途上国の持続可能な開発に資する効果も得られるようなコベネフィット・アプローチを推進すべきである。また、森林に関連した対策はGHG吸収源としての機能にも着目することが有効である。

(写真提供: JICA)

適応策

干ばつや洪水等の自然現象の性質及び社会システムの脆弱性の差異により、温暖化の影響とそれへの適応策は国や地域によって大きく異なる。特に開発途上国においては、現在の気象条件に対しても十分な対応ができておらず、その脆弱性から将来的な気候変動の悪影響を受ける危険性が高い。

(写真提供: JICA)

1 エネルギー、自然資源、国土の開発や、運輸交通、人口問題に関する対策など、あらゆる開発に関わる計画において、気候変動対策を含む環境・社会配慮の観点を導入していく必要がある。

1 エネルギー需給関連の対策

需要面の対策

都市や農村の開発を計画する際や、交通システムや廃棄物処理システムを構築する際、社会を低炭素型・循環型に導く方策を十分に検討した上で、開発を進める必要がある。

供給面の対策

再生可能エネルギーの利用や、エネルギー供給効率の改善、低炭素型エネルギー供給源の利用等、需要に見合うエネルギー量を安定的に確保すると同時にエネルギー供給システムからのGHG排出を抑制するための対策が必要である。

近代的でクリーンなエネルギーへのアクセス

地方や農村地域において、化石燃料のみに頼るのではなく、太陽光、風力、小水力のような再生可能エネルギーや、畜ふんなどの廃棄物を活用した近代的でクリーンなエネルギーを積極的に利用することも必要である。

1 地域社会レベルでの適応力の強化

人間の安全保障アプローチに基づき、地域や住民の特性、特に脆弱性を踏まえたコミュニティや個人の適応能力の強化が必要である。

2 開発計画における適応策の強化

以下の取組を進める必要がある。

長期的・分野横断的視点に立った開発における適応策の主流化
気候変動による影響と適応策の地域性を踏まえた緊急性の高い分野及び課題の選定

既存の対応策の強化と新たに生じる影響への対応策の実施

3 分野別対策と分野間の相互連携

水資源や食料(農業)、人間の健康、防災、社会・経済インフラ、生態系などの分野における適応策と、関係する分野間の相互連携が必要である。